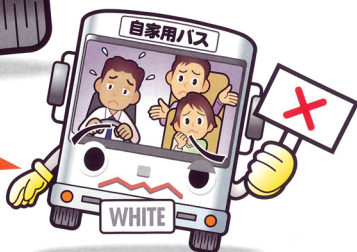


楽しい旅は、
グリーンナンバー
観光バスで!!!



白ナンバーバスでの
営業行為は法律で禁止
されています。



違法白バス追放月間 11月1日～30日

実施
機関

近畿白バス対策連絡会議

国土交通省近畿運輸局

大阪運輸支局 京都運輸支局 神戸運輸監理部 奈良運輸支局 滋賀運輸支局 和歌山運輸支局
 (一社)大阪バス協会 (一社)京都府バス協会 (公社)兵庫県バス協会 (公社)奈良県バス協会 (一社)滋賀県バス協会 (公社)和歌山県バス協会
 (一財)近畿貸切バス適正化センター

後援

大阪府警察 京都府警察 兵庫県警察 奈良県警察 滋賀県警察 和歌山県警察

STOP

白ナンバーバスによる 次の行為は法律で 禁止されています。

違法な白バスを使用し事故を起こしたりすると、
補償等の問題でトラブルを起こしやすく、危険です。

1 旅館・ホテル等の送迎用バス

旅館・ホテル等が保有している送迎用のバスを使用して、宿泊者等を観光地に案内する行為は、通常のサービス範囲を超えるものとして道路運送法に抵触するおそれがあります。また、最寄り駅等からの送迎以外は自家用バスでは行えません。



2 市町村のバス

市町村が保有するバスは、市町村が行政目的達成のため自らが主体的に使用するものであり、住民のレジャー等の為に使用することや、住民等へのバスの貸し出しについては、通常の行政業務を逸脱したものとして道路運送法違反となります。



3 レンタカー事業者のバス

レンタカー事業者が保有するバスは、車両のみを有償で貸し渡すものであり、レンタカー事業者またはその従業員が借受人にかわって運転する行為は違法となります。また、借受人のために特定の運転者（運転代行者等）を斡旋するなどの行為も道路運送法違反となります。

